

## 論文の内容の要旨

論文題目 正義論のポスト・ロールズ的展開  
——コスモポリタニズムとケイパビリティ・アプローチ——

氏名 神島 裕子

本論の目的は、ジョン・ロールズの『正義論』が 1971 年に発表されて以降グローバル化のなかで紡がれてきた正義論の展開を、コスモポリタニズムとケイパビリティ・アプローチによって再構成し、グローバル正義の原理および道徳的基礎について可能な限り明らかにすることである。グローバルな地平における正義は切迫した課題であるが、正義論の歴史においてグローバル正義の研究がはじまったのは比較的最近のことである。その背景にあるのがロールズの『正義論』であるがゆえに、グローバル正義へ向けた正義論の展開は、ロールズの遺産を受け継ぎながらもその限界を乗り越えようとする論者たちの思想的営みを原動力とするものとなっている。本論が前期ロールズの再検討からはじまるのはそのためである。

本論の議論は、正義論を構成する三つの要素である地平、評価基準、道徳的基礎を、ロールズ的なものからポスト・ロールズ的なものへと展開させるという流れをとる。第一の展開では、正義を考察するさいの地平が、国内社会から国内社会を含む世界へと拡張される。第二の展開では、人びとの社会的・経済的状態を評価するさいの評価基準として、資源に加えてケイパビリティが導入される。第三の展開では、正義論の正当化根拠としての道徳的基礎が、契約論から離れてゆく様が検討される。これらの三つの展開は、それぞれ本論の第一部（第一章および第二章）、第二部（第三章および第四章）、第三部（第五章

および第六章)に相当する。

第一章では、ロールズの『正義論』の意義が再検討される。実証主義と分析哲学が隆盛を極めていた時代に発表されたロールズの正義論は、まさにアメリカで正しい制度のあり方が模索されていた時代に規範理論を復権させた。ロールズは社会の基礎構造に着目し、社会でもっとも不遇な人びとを同定するための評価基準として「基本財」の観念を導入した。また、従前において支配的であった功利主義の難点を克服するために、新しい道徳理論として、契約論と反照的均衡を屋台骨とする「公正としての正義」(公正主義)を構築した。正義原理の修正可能性のみならず、私たちの道徳判断の修正可能性をも含む公正主義は、正義の構想の道徳的基礎を提供する、普遍化可能性のある道徳理論であると言える。だが、前期ロールズの正義論には、少なくとも次の三つの限界がある。第一に、公正主義に依拠する正義論は、地平の設定いかんでは、国内社会の利益のみに配慮する構想を正当化してしまう。第二に、基本財の平等をもってしても、人びとの実質的自由の平等は達成されない。第三に、社会を「相互有利性のための協同の企て」と見なすならば、交渉力において乏しい主体の利益が等閑視されてしまう。以下本論では、これらの限界を乗り越える方法が模索される。

第二章では、冷戦終結後の1993年に本格的に構想が開始され、1999年に『諸国民の法』として発表された、ロールズの国際正義論が検討される。「諸国民の法」と呼ばれるロールズの国際正義の構想は、リベラルな諸国とリベラルではない諸国の共存可能性の追求を基本的な課題としている。その構想は普遍的人権の保障を要請するものであるが、いわゆる消極的人権を保護する目的で主権国家への介入を正当化する一方、他方では国境を越える地平における社会的・経済的価値の分配を不要としている。グローバルな社会的・経済的正義が不間に付された原因としては、第一に、ロールズがグローバル化に伴うさまざまな変化をじゅうぶんに認識していなかったこと、第二に、ロールズの理論上の軌道修正が正義の構想における道徳的基礎の役割を軽視することにつながったことが指摘できる。この第一の原因是前章で指摘されたロールズの第一の限界と密接に関係しているものであるが、この限界を乗り越える方法は、ロールズが棄却したコスモポリタン的観点を正義論に取り入れることである。

第三章では、正義論にコスモポリタン的観点を取り入れるならば、国家というフィルターを通して描写される国民の福祉のみならず、グローバルな地平における個人の福祉にも、関心が向けられることが明らかにされる。また、コスモポリタニズムはあらゆる人がコスモポリタンであることを要請するものでもなければ、世界国家の樹立を要請するものでもないことも、明らかにされる。これらのこととは契約論、功利主義、自然法論を道徳的基礎とする正義の構想にあてはまるが、本章では、前期ロールズの批判的継承から出発したトマス・ポッゲが、コスモポリタン的観点を採用し、道徳的基礎としては契約論というよりはむしろ権原論を採用していることが確認される。また、原則的にはロールズの基本財を評価基準として受け継いでいるポッゲの資源主義の検討を通じて、資源は人びとの福祉に

とて不可欠であるものの、より公正な正義のためには、資源と異なる評価基準が必要であることが指摘される。

第四章では、評価基準をケイパビリティとするアマルティア・センのアプローチが、人びとがどのような資源をどれほど持っているかではなく、人びとがなしたいと思うことをなしてなりたいと思うものになる実質的自由の度合いで、人びとの福祉を判断するものであることが明らかにされる。また、ケイパビリティ・アプローチを正義論に導入するならば、実質的自由の平等のために資源の不平等な分配が要請されることも明らかにされる。これらのことによって、正義論におけるケイパビリティ・アプローチの導入が第一章で指摘されたロールズの第二の限界を克服する鍵であることが判明するのだが、他方で、センが基本的ケイパビリティの内容を形式的には同定してこなかったことが、また、ロールズ正義論のなかでは基本財の内容が同定されていたことと比較するとそれは特異であることが、指摘される。

第五章では、マーサ・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチが、センのアプローチとの比較のうえで考察される。ヌスバウムのアプローチは、人びとの資源の所有状態よりも人びとの主体力（エージェンシー）の状態を重視するという点でセンのアプローチと同じであるが、基本的ケイパビリティの内容を同定し、すべての諸国がそれらのケイパビリティを市民に保障すべきことを要請している点で、少なくとも近年までのセンのアプローチとは異なる。このようなヌスバウムのアプローチに対しては少なからぬ批判があるが、他者により多くの利益のために犠牲にされてはならない個人の自由の領域に基本的ケイパビリティを位置づけようとしている点で、ロールズの正義論と同様にカントの理念を継承するものである。だが、価値多元的な現代世界において、何らかの基本的ケイパビリティのリストに文化横断的な価値を付与する正義の構想が説得力をもつためには、普遍化可能性をもつ道徳的基礎による正当化が必要とされる。

第六章では、近著『正義のフロンティア』のなかで提示されたヌスバウムのグローバル正義論が批判的に検討される。ヌスバウムは、本論の第一章で指摘されたロールズの第三の限界を乗り越えるために、ケイパビリティ・アプローチによる正義論を構築しようとしているのだが、そのさいに道徳的基礎に据えられたのは、ヒューム的正義の環境が取り扱われた契約論、すなわち豊かな必要をもち相互にケアを施し合う人びとを当事者とする契約論である。だが、ヌスバウム自身が示唆しているように、そのような契約論はむしろ自然法論に親和的なものである。しかしながら、そもそもヌスバウムがケイパビリティ・アプローチと契約論を収斂させようとしたのは、善の言語をもちいる自らのアプローチに合理的な受容可能性をもたらせるためであり、そのことからすると一定の規範を所与とする自然法論は当初の目的に逆行しているようにも見受けられる。本章では、これらのヌスバウムの試みを、正義論の道徳的基礎に関する新たな論争の幕開けとして位置づける。

まとめとして、本論を通して言えることは、第一に、国境を越える地平を対象とする正義論の展開は可能であること、第二に、資源の分配に関する議論はケイパビリティ・アプ

ローチを踏まえることが望ましいこと、第三に、正義論の道徳的基礎に関する新たな探究が必要とされていることである。正義論のポスト・ロールズ的展開は、国内のみならずグローバルな地平に目を向け、資源に加えてケイパビリティを重視し、契約論に代わる新たな道徳的基礎を模索しはじめたヌスバウムにおいて新たな局面に入ったと言える。

以上は本論の思想史研究としての側面に関する結びであるが、本論には理論研究としての側面もある。その結びとして本論が合意できるグローバル正義の「原理」を提示するならば、それは〈基本的ケイパビリティの平等〉となる。基本的ケイパビリティの内容の妥当性は、理論および実践における公共的な議論のなかで明らかになってゆくものだと思われる。また、グローバル正義の道徳的基礎の模索が進み、その正当性がじゅうぶんに高まった時点で、「原理」は原理として提示されることになると思われる。